

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 刑事訴訟法の一部改正に係る修正（第一条関係）

一 被告事件の手續への被害者の関与

1 裁判所は、死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、被告事件の手續への関与の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、犯罪の性質、被告人との関係その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、当該被害者等又は当該被害者の法定代理人の被告事件の手續への関与を許すことができるものとする。 （刑事訴訟法第三百十六条の三十三第一項関係）

一 項関係）

2 1により被告事件の手續への関与を許された者（以下「被害者関与人」という。）又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、当該被告事件についてのこの法律の規定による検察官の権限の行使に関し、質問をし、又は意見を述べることができるものとする。この場合において、検察官は、

正当な理由がある場合を除き、当該質問をした者に対し、回答しなければならず、また、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならないものとする。こと。（刑事訴訟法第三百十六條の三十五關係）

二 証人の尋問への被害者の関与

1 検察官は、証人を尋問する場合において、被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、その申出をした者に対し、あらかじめ、尋問しようとする事項を知る機会を与えなければならないものとする。こと。（刑事訴訟法第三百十六條の三十六第一項關係）

2 被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、1の尋問事項に付加して、必要な事項の尋問を求めることができるものとする。こと。この場合において、検察官は、当該求めに係る事項について尋問しないこととしたときは、その申出をした者に対し、その理由を説明しなければならないものとする。こと。（刑事訴訟法第三百十六條の三十六第二項關係）

3 裁判所は、2の求めをした被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る事項の内容、申出をした者の数その

他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、検察官に対し、2の求めに係る事項（情状に関する事項（犯罪事実に関するものを除く。））についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項に限る。）を尋問事項に付加すべきことを命ずることができるものとする。 （刑事訴訟法第三百十六條の三十六第三項関係）

三 被告人に対する質問への被害者の関与

1 検察官は、被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求める場合において、被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、その申出をした者に対し、あらかじめ、質問をしようとする事項を知る機会を与えなければならないものとする。 （刑事訴訟法第三百十六條の三十七

第一項関係）

2 被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、1の質問事項に付加して、必要な事項の質問を求めることができるものとする。 この場合において、検察官は、当該求めに係る事項について質問をしないこととしたときは、その申出をした者に対し、その理由を説明しなければならぬものとする。 （刑事訴訟法第三百十六條の三十七第二項関係）

3 裁判所は、2の求めをした被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、審理の状況、申出に係る事項の内容、申出をした者の数その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、決定で、検察官に対し、2の求めに係る事項（被害者関与人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要な事項に係る事項に限る。）を質問事項に付加すべきことを命ずることができるものとする。 （刑事訴訟法第三百十六条の三十七第三項関係）

四 検察官による事実又は法律の適用についての意見の陳述への被害者の関与

1 検察官は、被害者関与人又はその委託を受けた弁護士から申出があるときは、その申出をした者に対し、あらかじめ、検察官が事実又は法律の適用について陳述する意見の要旨を知る機会を与えなければならぬものとする。 （刑事訴訟法第三百十六条の三十八第一項関係）

2 被害者関与人又はその委託を受けた弁護士は、検察官に対し、訴因として特定された事実の範囲内で、1の意見の要旨の変更を求めることができるものとする。この場合において、検察官は、その意見の要旨を変更しないこととしたときは、その申出をした者に対し、その理由を説明しなければ

ならないものとする。 (刑事訴訟法第二百十六条の三十八第二項関係)

五 その他

その他所要の規定を整備すること。

第二 総合法律支援法の一部改正 (第五条関係)

一 日本司法支援センターの業務の追加 (総合法律支援法第三十条第一項関係)

日本司法支援センターの業務として、刑事手続に適切に関与するために必要な費用を支払う資力が無い被害者等又はその支払により生活に支障を生ずる被害者等を援助するために、刑事手続に適切に関与するため代理人に支払うべき報酬等及び刑事手続に適切に関与するために必要な書類の作成を依頼して支払うべき報酬等を立て替えること並びに適当な契約弁護士等に代理人として行う事務又は書類の作成事務を取り扱わせることを追加すること。

二 その他

その他所要の規定を整備すること。

第三 検討等

一 検討（附則第九条関係）

1 政府は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行後三年を経過した場合において、改正後の刑事訴訟法の被害者の関与に係る規定の施行の状況、裁判員の参加する刑事裁判の制度の実施状況等を勘案し、犯罪被害者等の刑事に関する手続への関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の損害賠償命令に係る規定の施行の状況等を勘案し、犯罪による被害の補償に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

二 その他

その他所要の規定を整備すること。